



企業に影響を与える「民法典」の権利侵害責任編

今回の民法典における権利侵害責任編は、現行の『権利侵害責任法』をベースに、それに相応する司法解釈を結びつけ、更なる改訂を行っています。法律形態で従来より良く議論されている多くの法律問題を定義しています。例えば、自己責任ルールと自助行為制度の確立です。

本稿においては、権利侵害責任編のうち、企業に大きな影響を与える新たに追加された条文について、簡単に分析致します。

1. 精神的損害に対する賠償制度の完備

わが国には、精神的損害に対する賠償制度が確立されてはいるものの、それは他人の人身権益を侵害する場合に限られており、実務において、当該制度の適用に対してはかなりシビアであり、慰謝料の金額も高くありませんでした。

今回の民法典では、「人身意義を持つ特定物」に関連する精神的損害の賠償規定が新たに追加され 精神的損害賠償制度の適用範囲が広がっております。

法律原文

第 1183 条 自然人の人身権益を侵害し、重大な精神的な損害を生じさせた場合、侵害された者は、精神的損害の賠償を請求することができる。

行為者が故意・過失により他人の人身意義を持つ特定物を侵害し、重大



な精神的損害を生じさせた場合、侵害された者は精神的損害の賠償を請求することができる。

企業への助言：

サービスを提供する企業、特に個人客に対するサービスを提供する企業が、個人の物品に対して保管サービスを提供する場合には、物品の価値・性質などを識別した上で、保管に対する注意レベルを喚起すべきです。重要な物品に対しては、顧客による自己保管をお願いしたり、顧客に対して企業側の保管責任の範囲とリスクの可能性を説明すること等により、企業自らの責任を軽減することが出来ます。

2. 雇用者による追徴賠償権利の明確化

従業員は業務上 他人に損害を生じさせた場合、雇用者は賠償責任を負うことになります。ただし、その損失に対して、従業員に重大な責任がある場合、雇用者はどのように求償するかについて現行の法律では、明確に規定しておりません。今回、雇用側の従業員に対する追徴賠償権利を明確にした条項が新たに追加されました。

法律条文（抜粋）

第 1191 条 雇用者の従業員が業務上の任務遂行により他人に損害を生じさせた場合には、雇用者が権利侵害責任を負う。雇用者は権利侵害責任を負った上、故意又は重大過失がある従業員に対して、賠償を主張できる。

企業への助言：



一般的には、企業の追徴賠償権利を保証するために、現行の労働契約や企業規則において明確に規定していますが、今回 立法化により、明確化された後は、直接法律を適用することで、故意或いは重大過失がある従業員に対し、賠償を主張することが出来るようになりました。

3. インターネット上の権利侵害に関する制度の改善

去年より実施した「電子商務法」第 36 条においては、インターネットサービスのプロバイダーに対し、一定の「管理」義務を規定しました。今回の権利侵害責任編はこれをベースに、関連者に対し、より詳しく規定しており、「避難港/セーフ ハーバー」原則及び通知についての規則を完備しております。

法律原文：

第 1196 条 インターネット使用者は転送の通知を受けた場合、インターネットサービスのプロバイダーに対し、権利侵害行為がない声明を提出できる。

声明には、権利侵害行為がない旨の基本的な証拠と使用者の真正な身分情報を含める必要がある。

インターネットサービス プロバイダーは声明を受けた後、通知を送った権利者へその声明を転送し、且つ関連部門へ通報し、あるいは人民法院で訴訟を起こすことが可能であると説明しなければならない。転送声明が届いた日時より合理的な期限内に、インターネットサービス プロバイダ



一が権利者によるクレーム、あるいは訴訟の通知を受けていない場合、速やかに関連措置を停止しなければならない。

企業への助言：

インターネットサービスを提供する企業は、「管理」義務により注意を払い、インターネットサービスの使用者が提出した権利侵害問題に対し速やかに対応、通知しなければならない。

インターネットサービスを利用する企業は、例え他人の権利を侵害した場合、あるいは権利を侵害された場合であっても、法律規定の通知規則に基づき交渉し、自らの主張を証明できる証拠を提出しなければならない。

4. 生態環境の保護を強化

「環境保護法」は中国が生態環境汚染に対しての管理を益々強化していることを示しています。「民法典」の数か所の内容にも環境保護を強調しています。従来は、主に汚染の責任者に対し、行政懲罰を強化しておりましたが、今回の「民法典」では権利侵害者に対しての懲罰賠償制度を明確にしました。

法律原文：

第 1232 条 権利侵害者が法律規定に違反し、故意に環境を汚染し、生態環境を破壊することにより、嚴重な結果が発生した場合、権利侵害の被害者は相応な懲罰的賠償を請求する権利を有する。



企業への助言

汚染物の排出を余儀なくされている企業、特に化学工業企業に対しては、環境汚染のための賠償責任がますます重くなって来ています。高額の行政ペナルティーだけでなく、権利侵害の被害者に対しての民事賠償も大幅に増加されました。従って、環境に影響を与え、あるいは環境を汚染する可能性がある関連事項をより重視すると共に、環境保護に係るコンプライアンスを強化しなければなりません。

5. 高空からの落下物に関する規定

近年、話題になっている高空からの落下物について、今回の「民法典」に関連条項が追加されました。そのうち、不動産管理サービス会社による高空からの落下物に関する責任が新設されました。長期的に見れば、責任主体の相応な義務を新設したことにより高空からの落下物の予防に役立つため、関連事故及び紛争を減少できると考えられます。

法律原文（抜粋）：

第 1254 条 不動産管理サービス会社等の建物管理者は、前項の状況（高空からの落下物など）の発生を予防するために、必要な安全確保の措置を取らなければならない。必要な安全保障措置を取らない場合、法律に基づき、安全確保義務違反の責任を負わなければならない。

企業への助言：

法律上では、不動産管理サービス会社による高空からの落下物に関する



里格律师事务所
A&Z LAW FIRM

安全確保義務が新たに加われました。これにより、関連企業はリスクを再度審査し、相応な管理を強化すると共に、関連設備を備えることに注意しなければなりません。そうしないと、義務の不履行により、相応な賠償責任を負うことになります。

A&Z Law Firm

20 Floors, 2001-2002 Building 2, Jing'an Kerry Center

1539 Nanjing West Road,

Shanghai, 200040 P.R.China

Tel.: +86-21-5466-5477

Fax: +86-21-5466-5977

■Shanghai ■Dalian ■Beijing ■Wuhan ■Tokyo

Wechat ID: ligeHello



Wechat ID: laodonghegui

